京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年6月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第 20号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。 附則に次の2項を加える。

(新型コロナウイルス感染症への対応に関する業務に従事する職員に支給する手当)

- 3 条例附則第13項に規定する別に定めるものは、次に掲げる業務とする。
 - (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の患者(以下「患者」という。)を医療機関その他の場所へ搬送する業務であって救急業務として行うもの又は災害現場において患者の身体に接触して行う業務
 - (2) 患者を移送する業務(前号に該当するものを除く。)
- 4 職員が前項の業務に従事したときは、保健医療業務手当として、日額3、000円を支給する。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)附則第3項及び第4項の規定は、令和2年1月27日から適用する。

(支給期日の特例)

2 令和2年1月27日から同年5月31日までの期間に係る改正後の規則附則第4項に 規定する保健医療業務手当は、改正後の規則第22条第1項の規定にかかわらず、同年 7月の給料の支給日に支給する。

(消防局総務部人事課)